

第 1 5 回農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 3 月 4 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第51号から第53号)
日程第4 議事(議案第50号から第54号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 3 人)

1 番	若林 俊明	2 番	横山 實
3 番	森田 啓介	4 番	松山 宗則
5 番	舟木 康眞	6 番	永森 薫
7 番	明石 茂	8 番	前田 進
9 番	土合 正夫	10 番	城石美枝子
11 番	山谷 孝芳	12 番	村上 利之
13 番	前田 光春	16 番	石庭 文男
17 番	川西喜一郎	18 番	山下 隆之
19 番	杉本 周平	20 番	堀 清範
21 番	堀 正	22 番	石井 寿男
23 番	前花 敏子	24 番	竹島 信義
25 番	佐伯 瑞穂		

欠 席 委 員 (2 人)

14 番	熊西 忠治	15 番	水元 睦雄
------	-------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第52号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

- 報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
- 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 53 号 農地参考賃借料について
- 議案第 54 号 農作業標準料金について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 遠藤 修

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 15 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「8 番 前田職務代理」「9 番 土合委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第51号の説明）

議長（舟木会長）

報告第51号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第52号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第52号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第53号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第50号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第50号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番については、贈与

2番から5番については、経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第51号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第51号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第51号を議案書をもとに朗読】

1番は駐車場としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案第51号の1番について説明します。
申請人は射水市であります。
このほど、新庁舎の整備にあたり、職員駐車場が不足するため、同時に整備を進めています。
そこで新庁舎から徒歩通勤できる範囲で適地を探したところ申請地を確保することができ、賃借することで地権者から合意をいただいています。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第51号について説明します。
1番については、申請地が公共施設整備済区域内にある農地であることから、これを3種農地と判断します。
転用目的は駐車場であり、規模、必要性からも問題ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第51号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第52号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第52号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（遠藤）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

横山委員

番の借り手の人ですが、近年農地の管理がしっかりなされていないとのことだが大丈夫なのか。

森田委員

この件については、地元でも問題になっており、管理ができないのなら安易に貸すことには慎重にしてほしいという話もでています。

松山委員

荒廃農地を増幅させる恐れがあるのなら、借り手にしっかりと管理するよう念押しをしてから認めることにしてはどうか。

議長（舟木会長）

これらの意見があることから、番と番の案件については、保留とし、その他についてを原案どおり決定することにしたいのですが質疑はありますか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第52号 射水市農用地利用集積計画の決定については、 番及び 番を除き、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第52号射水市農用地利用集積計画の決定については 番及び 番を除き、原案のとおり決定することに可決されました。

（議案第53号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第53号 農地参考賃借料について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書8ページの議案第53号をご覧ください。それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第53号を議案書をもとに朗読】

射水市の農地参考賃借料は議案書のとおりとし、平成28年産から平成29年産分までの2カ年を適用期間とするものです。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

永森委員

参考賃借料の求め方について、もう少し詳しく説明願いますか。

事務局（堀）

富山県農業会議が算定している農地参考賃借料に基づき、算定しました。（算定根拠となった物財費等を説明。）

永森委員

わかりました。

永森委員

もう一つですが、収量の求め方はどうなっているのか。

事務局（堀）

現在収量（反収）は射水市で一つのみしか示されていません。

そんな中、収量（反収）に違いのある地域別に示すことが求められていることから、旧市町村時の反収をベースに示したものです。

あくまでも目安であり、この収量を参考にされて賃借料を双方で決定してもらおうことになります。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第53号農地参考賃借料について原案のとおり定めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第53号農地参考賃借料について原案のとおり定めることを賛成することに可決いたしました。

（議案第54号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第54号 農作業標準料金について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（堀）

議案書9ページの議案第54号をご覧ください。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第54号を議案書をもとに朗読】

射水市の農地参考賃借料は議案書のとおりとし、平成28年産から平成30年産分までの3カ年を適用期間とするものです。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第54号農作業標準料金について原案のとおり定めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第54号農作業標準料金について原案のとおり定めることを賛成することに可決いたしました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第15回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時27分

その他報告事項

平成27年度農業委員研修会について

- ・日 時 平成28年3月11日(金)午後1時30分より午後4時30分まで
- ・場 所 「とやま自遊館」 自遊館ホール
当日は市バスで会場まで送迎します。
布目庁舎前に12:30までに集合願います。

遊休農地の利用意向調査について

農業委員会と農業者との意見交換会について(報告)

次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 4月6日(水)午後2時から
- ・射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟木 康眞

署名委員 前田 進

署名委員 土合 正夫

第十五回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十八年三月十日
至 平成二十八年三月三十一日